

大口町告示第137号

大口町障がい者自立支援審査会要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月25日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町障がい者自立支援審査会要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者自立支援審査会要綱（平成18年大口町告示第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項を削る。

第7条第1項中「合議体」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「合議体の」を「会議の」に改める。

第8条第4項中「合議体の」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることをもって会議に代えることができる。

2 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町障がい者自立支援審査会要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(合議体)	(合議体)
<p>第5条 審査会に1合議体を置く。</p> <p>2 合議体は、会長があらかじめ委員の中から指名した5人の合議体委員をもって構成する。</p> <p>3 合議体に議長を置く。</p> <p>4 議長は、合議体委員の互選による。</p> <p>5 議長は、議長の職務を代理する者をあらかじめ指名し、議長の事故あるとき又は議長が欠けたときは、指名された者が議長の職務を代理する。</p>	<p>第5条 審査会に1合議体を置く。</p> <p>2 合議体は、会長があらかじめ委員の中から指名した5人の合議体委員をもって構成する。</p> <p>3 合議体に議長を置く。</p> <p>4 議長は、合議体委員の互選による。</p> <p>5 議長は、議長の職務を代理する者をあらかじめ指名し、議長の事故あるとき又は議長が欠けたときは、指名された者が議長の職務を代理する。</p> <p><u>6 合議体の会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ開催することができない。</u></p>
(審査及び判定の依頼)	(審査及び判定の依頼)
<p>第6条 町長は、会長に審査判定資料を添付して、障害支援区分の審査及び判定を依頼するものとする。この場合、個人を特定できる情報は、削除するものとする。</p> <p>2 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づき設置された大口町を所管する尾張福祉事務所の長から、40歳以上の生活保護受給者について介護認定審査及び判定の依頼があったときも、前項により会長に依頼するものとする。</p> <p>3 審査判定資料は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 一次判定結果            (2) 訪問調査票の特記事項            (3) 医師意見書            (4) 概況調査票</p>	<p>第6条 町長は、会長に審査判定資料を添付して、障害支援区分の審査及び判定を依頼するものとする。この場合、個人を特定できる情報は、削除するものとする。</p> <p>2 町長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定に基づき設置された大口町を所管する尾張福祉事務所の長から、40歳以上の生活保護受給者について介護認定審査及び判定の依頼があったときも、前項により会長に依頼するものとする。</p> <p>3 審査判定資料は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 一次判定結果            (2) 訪問調査票の特記事項            (3) 医師意見書            (4) 概況調査票</p>
(合議体の招集)	(合議体の招集)
<p>第7条 会長は、前条により障害支援区分の審査及び判定を町長から依頼されたときは、遅延なく合議体<u>の会議</u>（以下「会議」という。）を招集するものとする。</p>	<p>第7条 会長は、前条により障害支援区分の審査及び判定を町長から依頼されたときは、遅延なく合議体を招集するものとする。</p>

新	旧
<p>2 会長は、審査判定資料を添えて、<u>会議の開催日時及び場所を合議体委員に書面をもって通知する。</u>  <u>(合議体の会議)</u></p> <p><u>第8条 会議は、合議体委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。</u></p> <p>2 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>3 審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員は、当該審査対象者の障害支援区分の審査及び判定の可否に加わることができない。ただし、意見等を述べることは差し支えない。</p> <p>4 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>5 会議は、非公開とする。  <u>(書面審議)</u></p> <p><u>第9条 第7条第1項の規定にかかわらず、会長は会議を招集する時間的余裕がないと認められる場合その他やむを得ない理由のある場合は、書面を委員に回付し審議をすることもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 前条第1項から第3項まで及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。  <u>(審査判定)</u></p> <p><u>第10条 合議体は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について審査判定資料により、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。</u></p> <p>2 合議体は、特に必要と認めるときは、訓練・給付等の有効な利用等に關し留意すべき事項について、審査及び判定の結果に意見を</p>	<p>2 会長は、審査判定資料を添えて、<u>合議体の開催日時及び場所を合議体委員に書面をもって通知する。</u>  <u>(合議体の会議)</u></p> <p><u>第8条 合議体の議事は、出席した合議体委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u></p> <p>2 審査対象者が入院若しくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員は、当該審査対象者の障害支援区分の審査及び判定の可否に加わることができない。ただし、意見等を述べることは差し支えない。</p> <p>3 議長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>4 合議体の会議は、非公開とする。</p> <p><u>(審査判定)</u></p> <p><u>第9条 合議体は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について審査判定資料により、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。</u></p> <p>2 合議体は、特に必要と認めるときは、訓練・給付等の有効な利用等に關し留意すべき事項について、審査及び判定の結果に意見を</p>

新	旧
付すことができる。 (合議体の議事録)	付すことができる。 (合議体の議事録)
<u>第11条</u> 合議体の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名するものとする。 2 合議体の議事録には、その審査及び判定の概要について記録する。 (結果通知)	<u>第10条</u> 合議体の議事録は、事務局職員が作成し、議長が署名するものとする。 2 合議体の議事録には、その審査及び判定の概要について記録する。 (結果通知)
<u>第12条</u> 会長は、障害支援区分の審査及び判定の結果を町長に通知するものとする。 (秘密保持)	<u>第11条</u> 会長は、障害支援区分の審査及び判定の結果を町長に通知するものとする。 (秘密保持)
<u>第13条</u> 委員は、町長が任命した非常勤特別職の地方公務員であり、身分上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員の任期終了後もこれを遵守するものとする。 (事務局)	<u>第12条</u> 委員は、町長が任命した非常勤特別職の地方公務員であり、身分上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員の任期終了後もこれを遵守するものとする。 (事務局)
<u>第14条</u> 審査会の事務局は、健康福祉部福祉こども課に置く。 (その他必要事項)	<u>第13条</u> 審査会の事務局は、健康福祉部福祉こども課に置く。 (その他必要事項)
<u>第15条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。	<u>第14条</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。